

研究報告

アメリカ合衆国のサブスタンス・アブ्यूズ —チャイルド・マルトリートメント問題の文献検討による研究動向と背景—

上野善子・金城八津子・植村直子・畑下博世
滋賀医科大学看護学科地域生活看護学講座

要旨

本稿は、アメリカ合衆国のチャイルド・マルトリートメント研究からサブスタンス・アブ्यूズ (Substance Abuse) 問題に関する研究動向を探る文献検討である。一般的に Substance abuse は、薬物やアルコール、タバコやその他の化学物質の乱用状態を表しているが、本稿では、近年注目されている薬物依存の問題に限定した。薬物依存の問題は、世界中がその予防と対策に困難を極めており、様々な研究と実践に取り組まれているところであるが、サブスタンス・アブ्यूズの問題が最も深刻な状況にあるのはアメリカ合衆国である。文献検索においては Pub Med と Science Direct の2つのDBからデータを抽出し、年代別に整理した後、研究動向と歴史的展開の明確化を行った。結果、①薬物依存症の親を持つ子どもへの研究や対策が非常に少ないこと、②性別や人種・民族問題などが複雑に絡み合っていること、③被虐待児へのメンタル面への関心の高さとトリートメントの必要性を感じている研究が多い、の3つの共通項に分類された。しかし、最新の研究では、薬物依存症者個人への対策ではなく、むしろ、家族や地域を中心としたサポートシステムの必要性が求められている。

キーワード: チャイルド・マルトリートメント (Child Maltreatment)、サブスタンス・アブ्यूズ (Substance Abuse)、薬物依存 (Drug Addiction)、チャイルド・アブ्यूズ (Child Abuse and Neglect)

I トピックの定義と解説

本稿のトピックの定義と解説は、以下のとおりとする。

1. サブスタンス・アブ्यूズ

サブスタンス・アブ्यूズ (Substance Abuse) は直訳すれば「物質過誤」と訳され、一般的には薬物やアルコール、タバコや化学物質などに依存するアディクション問題を指している。本稿では、薬物依存の問題を抱える親の子どもへの虐待問題を検討するため、サブスタンス・アブ्यूズについては薬物依存 (Drug Addiction) に限定した。

また、アメリカ合衆国で使用されている Substance abuse は薬物乱用状態だけではなく、「タバコやアルコール、薬物などの物質が不適切に使用されている」という状態を表す意味合いが強い。尚、薬物依存とアルコール等のクロス・アディクションについても対象として含める。

2. チャイルド・マルトリートメント

チャイルド・マルトリートメント (Child Maltreatment) は「育児過誤」と訳される。チャイルド・アブ्यूズ (Child Abuse and Neglect) が狭義の「児童虐待」を指すものに対し、チャイルド・マルトリートメントの概念は広義の意味で「不適切な育児」を指している。なお本稿の文献検討では、「チャイルド・マルトリートメント」と「チャイルド・アブ्यूズ」それぞれの言葉で表しているものはいずれも同義語として扱っている。それは「チャイルド・マルトリートメント問題におけるサブスタンス・アブ्यूズの文献」全体を意味しており、「チャイルド・マルトリートメント」と「チャイルド・アブ्यूズ」共に内容に

差はないものとする。

II 文献検索の方法

1. DB (データベース) 検索

論文検索においては、2つのDBから検索を行った。

- ① Pub Med online (End Note Web 経由)
- ② Science Direct (Elsevier)

Key word は “Child Maltreatment”, “Child abuse and neglect” にて検出、下位カテゴリとして “substance abuse” を and 検索し、更に “drug abuse”, or 検索で “drug addiction” の抽出を試みた。いうまでもないが、主題キーワードに and で副題のキーワードが結ばれることで先行業績が少なくなり、この作業により膨大な child abuse 研究という主題からサブカテゴリとして、副題で絞られた “substance abuse” の結果が得られたことになる。

しかし、二つのDBから抽出を行う場合、当然ながら文献が重なって検索される場合がある。従って、検索においては Science Direct を優先することとした。

2. 国際ジャーナル “Child Abuse and Neglect”

国際ジャーナル “Child Abuse and Neglect” は、1977年にエルゼビア社から創刊された国際学会誌 (ISPCAN: International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect) である。ジャーナルは、地球規模での児童虐待防止のため、Child Abuseを対象とする心理学、精神医学、ソーシャル・ワーク、医学、看護学、法学、教育学、人類学など様々な専門分野の垣根を越えた幅広い先駆的研究を推進する学会誌である。1976年に開催されたW. H. O. のジュネーブ国際会議 (September 20-22) における児童虐待防止の提言から、各専門分野からの児童虐待問題について複合的な研究

を対象としており、現在は創刊33年目である。サイエンスダイレクトでは、出版されているジャーナルの全文検索が可能である。

III 分析における社会背景

1. 1800年代から1900年代前半までの社会背景

1800年代から1900年代前半まで、子どもの虐待問題は教会や福祉施設の役割であり、「児童虐待」という言葉は存在していなかった。1873年に、アメリカ合衆国で最初の被虐待児とされたメアリー・エレン・ウィルソンの事件であるが、当時は動物虐待防止協会 (SPCA: Society for the Prevention of Cruelty to Animals) の活動によって動物の権利を保護しようとする動きがあったが、子どもにはこのような活動団体は存在しなかった。SPCAのヘンリー・.バークは、有志による弁護活動を行い裁判に勝訴、メアリーは救出され、親権の剥奪 (TPR: termination of parental rights) と分離に成功した。

しかし、この事件以降も、事実上、1世紀以上児童虐待防止法は成立しておらず、現在の一般的な認識と違い、メアリー・エレン・ウィルソン事件以降も子どもの保護活動が着々と進んでいたわけではない。メアリー・エレンの裁判は、彼女を虐待から救出するため、有志の人たちによる苦肉の策であり、「人間も動物の一種」とすることで、虐待されない権利を主張したのである。とりわけSPCAでのバークの活動は、当時の精肉業会や農業組合をはじめとした有力者やメディアからは業務妨害として批判的であった頃の事件である。当時、子どもの権利を保護することは困難を伴った。

2. 1900年代後半以降の社会背景

1960年代は小児科ケンペ医師 (C. Henry Kempe) が中心となり、1962年に児童虐待防止キャンペーンが開始、翌年から報告法の制定により、州に報告義務を課すなど、児童虐待防止に関するムーブメントが起こりはじめた。1970年代から80年代にかけてのアメリカはベトナム戦争を背景に経済の恐慌的時代であり、レーガン大統領は、所謂レーガノミクスによる経済政策を行った。また学生や著名人を中心として、反戦運動などの市民活動が活発に行われていた。このような社会背景の中、1974年に連邦法である児童虐待予防対策法 (CAPTA: Child Abuse Prevention and Treatment Act [P.L. 93-247]) が成立し、全米児童虐待とネグレクト対策センター (NCCAN: National Center of Child Abuse and Neglect) が設置されるなど、アメリカ合衆国では1960年代から70年代にかけて児童保護に向けた精力的な活動が行われた。このような社会背景の中、1977年に国際的学会誌である“Child Abuse and Neglect”が創刊された。CAPTA成立以降は、社会動向に照らし合わせた改正を行い、現在に

至っている。

IV 分析結果と考察

2つのDBから抽出した文献キーワード・データを経年的に分類し、更に児童虐待に関する社会背景と照らし合わせて研究動向と傾向を探った (表1)。

1. DB検索結果

II-1. の検索結果から63件が該当した。年代別にみると1970年代2件、1980年代5件、1990年代15件、2000年以降は41件であり、チャイルド・マルトリートメント問題におけるサブスタンス・アブユーズ研究は徐々に増加しているといえる。掲載された文献は、全63件のうち46件が“Child Abuse and Neglect”誌であり、児童虐待に関する研究の約8割がこのジャーナルに投稿している。従って、当該学会誌の注目度の高さが伺える。その他の文献では、薬物・アルコール関係学会誌が5件、小児科関係の学会誌が3件、社会福祉 (児童福祉) 関係が3件、その他医療・保健関係の学会誌が2件、心理学系学会誌への掲載が2件であった。

2. 1970年代の動向

サブスタンス・アブユーズの研究については、1970年代には2件が該当した。文献はNCCANの設立などを受けた全国調査の報告書である。内容は、報告法 (Reporting Law) に関する調査と、アルコール・ドラッグ依存症と流産の関係についてであった。

3. 1980年代の動向

1978年に成立したインディアン児童福祉法の影響により、アメリカン・インディアンの虐待についての研究が多くみられた。その他については、薬物依存の治療中の母親と子どもとの母子関係についての研究であった。児童虐待研究の萌芽期である。

4. 1990年代の動向

これまで、親から虐待を受けている子どもの分離保護が中心の虐待対策から、1993年の家族における虐待予防および支援法 (Family Preservation and Support Services Program Act) の成立により、子どもと家族の視点へと対象が広がっていった。研究動向は家族を中心とした子どもの保護についての研究へと変化している。また、子どもの虐待問題を社会的に考察する動きがあり、メディア・キャンペーンやアソシエーションの研究などが行われている。また様々な法の制定により、司法 (裁判やTPR問題) の在り方が研究対象となっている。更に、幼少期に受けた家族間暴力 (DV: Domestic Violence) の問題が、大人になってからの子どもの虐待後遺症として受け止められはじめた。また、アメリカ合衆国は格差社会による貧困問題が著しいが、ストリート・チルドレンの問題が虐待問題として認識されはじめている。アメリカン・イン

ディアン部族による性的虐待問題の研究では、アメリカの人種問題や文化的差異が研究対象となっている。

5. 2000年～2004年の動向

2000年に入り、全63件中41件は2000年以降の研究である。子どもへの虐待問題におけるサブスタンス・アブ्यूズの研究が注目されているといえる。22件中、11件の研究対象は「女性」であった。「女性服役囚」や「ホームレスの女性」、「妊婦」、「アルコール依存症の女性」などが研究対象である。性別や民族などの言説は一定のコンセンサスが得られるものの、クリティークな見方をすれば、一般的な虐待対策が家族とコミュニティを中心としているにも関わらず、サブスタンス・アブ्यूズ研究の対象についてはバイアスがみられる。また、「メキシコ人女性の体罰問題」、「アメリカン・インディアンの女性」、「ハワイアンの文化的介入」なども研究対象とされており、ダブル・スタンダードとしての人種・民族的な視点が伺える。薬物やアルコール問題に詳しい社会学者の清水新二は、アルコールや薬物依存症の問題におけるジェンダー・バイアスを指摘している。

その他のデータについては、心理学的視点から「幼少期の虐待によるトラウマ」の研究などがあげられる。「セルフ・エスティーム」や「レジリエンス」などの精神・心理面での研究も増えている。また、家族を対象とした研究も増えている。特にサブスタンス・アブ्यूズ問題における「家族システムの機能不全」が注目されており、専門家による「家庭訪問プログラム」や「家庭裁判所の機能」などが研究対象とされ、個人から家族へと研究の視点が広がっている。

6. 2005年～2009年現在の動向

2005年以降は、研究が複合化している。女性を対象とする研究が多いことは同様であるが、更に「治療に関するモチベーション」の研究や依存症者の「個性にあった支援や治療のあり方」を考えるなどの依存症者の個別性を重視した支援に関する研究が増えている。また、「レズビアン」や「摂食障害」、「ストレスと薬物依存」の関係、「ディストレスと薬物依存のリスク」などの複雑な問題が研究対象となっている。性的虐待や薬物依存症の問題では「HIV/AIDS」などの性行為による感染症や健康問題が付きまとうが、2000年以降の研究は特に増えている。更に、「被虐待児への早期介入の必要性」や「ペリネイタル・ケア」についての研究など、子どもの健康面についてのサブスタンス・アブ्यूズ予防の研究がみられる。また、個人と地域を対象とした「子どもの成長と近隣住民の個性による役割とレジリエンスの影響」についての研究がみられた。

7. 3つの共通項

以上のような文献研究を通じて、次のような3つの共通項による歴史的な研究傾向が得られた。

- 1) 薬物依存症の親を持つ子どもを中心としたチャイルド・アブ्यूズの研究が非常に少ないこと。
- 2) サブスタンス・アブ्यूズ問題については、性別や人種・民族問題などが複雑に絡み合っている。とりわけ女性を対象とした研究が多いこと。
- 3) 被虐待児へのメンタル面への関心の高さとトリートメントの必要性を感じている研究が多いこと。

V おわりに

本研究ではサブスタンス・アブ्यूズの問題について、3つの共通項を中心に歴史的な研究傾向を得た。しかし、近年の研究では、特に注目されるデータが発見された。それは「子どもの成長と近隣住民の個性による役割」と「レジリエンスの影響」についての研究である。この研究では、間接的かつ専門家ではない「近隣住民の役割」がレジリエンスの影響を探っていることを示唆していることが特徴である。従来からの研究基盤である専門職による依存症者への個別的支援と役割、治療や対策に依拠した研究だけではなくったということである。

本研究における近年の薬物依存症問題の研究動向から得られた結果は、いわば薬物依存の問題を抱えた親を持つ子どもの成長 (well-being) を考える場合、近隣住民との関係性や社会環境 (Ecology: 広義) をも含め、子どもと家族を地域で支える仕組みづくりのためのコミュニティ・ベースド・サポートシステムの構築に向けたヘルス・プロモーションがキーワードとなるだろう。日本では、親の依存症問題を抱える子どもの研究について、地域を基盤とした研究は殆ど見られておらず、今後の研究課題としたい。

文献

- 1) 清水新二: アメリカの薬物戦争政策の現状と問題点. 犯罪と非行, 123, 49-72, 2000.
- 2) Widom C.S.: Posttraumatic stress disorder in abused and neglected children grown up. Am J Psychiatry, 156 (8), 1223-1229, 1999.
- 3) Testa M. F., Smith B.: Prevention and drug treatment. Future Child, 19 (2), 147-68, 2009.
- 4) Eco U.: Come si fa una tesi di laurea. Bompiani, 1977.: ウンベルト・エーコ, 谷口勇 (訳): 論文作法. 調査・研究・執筆の技術と手順. 而立書房, 1991.

表1 文献からの抽出データと社会背景

年代	件数	抽出データ	児童虐待に関する社会背景
1700年代			1776 (7月4日) 独立宣言
1800年代			1861 南北戦争 1873 メアリー・エレン・ウィルソン事件 1875 SPCC (Society for the Prevention of Cruelty to Children) 設立 1877 AHA(American Humane Association)設立
1900年代			1910 マン法 1920 CWLA (Child Welfare League of America) 設立 1935 社会保障法制定 1946 キャフィー、小児の頭蓋骨、長骨のX線上的変化報告
1950年代			1954 T.パーソンズ「インセスト・タブー」 1955 ウィーリー、エヴァンス、X線写真から子供たちの外傷や事故の多くは、養育者から故意に児童に加えられてきたものであるということを一般の人達に報告
1960年代			1961 児童虐待防止キャンペーン (米国小児科学会シンポジウム、座長ケンベ医師) 1962 H.ケンベ「被虐待児症候群 (Battered Child Syndrome)」Jornal of the American Medical Association 1963 全米児童虐待調査 (662件/年、重要例・致死率27%、軽症1万超/年)、「虐待報告義務法」制定、CPS (Child Protective Service)全米に設置 1964 公民権法制定
1970年代			1970 ペアレント・アノニマス設立 1971 シカゴ、レイブクライシスセンター設立 1974 児童虐待予防対策法 (CAPTA) 全米児童虐待・ネグレクト・センター(NCCAN)設立 1975 全米児童虐待・ネグレクト・情報センター設立
	2	調査報告書 (報告法、アルコールとドラッグ、流産との関係)	1977 Child Abuse and Neglect 創刊 1978 インディアン児童福祉法
1980年代	5	アメリカン・インディアンの虐待*3、ドラッグアディクションの母子関係 (特にメタドン[治療の]母親と子ども)、親子関係	1980 養子縁組支援および児童福祉改革法 1984 虐待被害児法(VOCAL)
1990年代	15	子どもが中心の研究、社会 (メディア・キャンペーン、アソシエーション)、司法 (裁判、親権)、アルコールやDV問題による後遺症 (=子どもの虐待)、性的虐待 (アメリカン・インディアン部族による)、ストリート・チルドレン	1993 家族における虐待予防および支援法 1996 TANF
2000年以降 ~2004	22	女性 (woman, female, 女性服役囚、メキシコ人女性の体罰問題、ホームレス女性、妊婦*3、アメリカン・インディアン女性、アルコール依存症の女性)、ハワイアンへの文化的介入、精神障害、HIV/AIDSリスク*2、健康問題、プライマリ・ケア*2、州規模での家庭訪問プログラム、子どもの成長とレジリエンス、幼児、リスクとリスクファクター、家族の機能不全*2、セルフ・エスティーム、メタドン治療からのドロップアウト、幼少時の虐待トラウマによる大人のストレス、トラウマに関する質問誌調査 (スクリーニング)、CPS (Child Protective Service: 児童福祉機関あるいは専門職員)、性的虐待問題による家族の機能不全、累犯性、家庭裁判所	
2005~2009	19	メタンフェタミン依存 (患者の個性による結果の違い)、女性依存症者の治療モチベーション、母親の依存症対策 (個性による違いがある児童福祉専門家の介入法)、大人のレズビアン、コカイン常習女性から生まれた子どもへの心理的影響、ラテン・アメリカ系女性の摂食障害、アラスカのハイリスク家族への家庭訪問プログラム、被虐待児への早期介入*2 (子どもの健康)、HIV/AIDSリスク*3、子どもの成長と近隣住民の個性による役割とレジリエンスの影響、精神的ディストレスとリスクファクター、ストレスの蓄積と薬物依存-ケア提供者の脆弱性とパートナーからの暴力、長期的効果、CPS、薬物依存からの回復指導者 (の役割)、ペリネイタル・ケアのない母親から生まれた子どもの気質と健康状態、スキゾフレニア (徴候に関与)	
総計	63		

* methadone (合成麻酔剤) ヘロイン中毒の治療等に使用される。

(上野作成)